

(公 印 省 略)
障第30423-10001号
令和6年3月29日

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出について（通知）

平素より、本県の障害福祉行政の向上に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、処遇改善に係る加算が一本化されます。

具体的には、現行の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、合わせて「旧3加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化となります。

事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書は一体の様式となっています。

本加算の算定を希望する場合は、下記のとおり、計画書等を届出いただきますようお願いいたします。計画書作成にあたっては、詳細は、別添「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付けこ支障発0326第4号）を御確認ください。

記

1 提出書類

	提出書類
【特例（その1）】 申請する <u>事業所数が10以下の事業者</u>	・別紙様式6 小規模事業所用計画書 ※同一の事業所番号であっても、サービス種別ごとに1事業所と数え、それぞれ個票を作成すること
【特例（その2）】 令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から <u>新規に処遇改善加算を算定する事業所</u>	・別紙様式7 加算未算定事業所用計画書 ※1様式で1事業所まで ※6月以降、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合のみ活用可。
上記以外	・別紙様式2 処遇改善計画書

- ※ 【特例】の事情にあてはまる場合、事務負担軽減のため、別紙様式6または別紙様式7で御提出いただくことも可能です。それ以外の事業者は別紙様式2で御提出ください。
- ※ 群馬県へ提出する場合、根拠資料については、適切な保管について誓約欄で確約することで原則提出は不要です。

2 提出受付期間

令和6年4月2日(火)～4月15日(月) 24時 必着

- ※ 期限までに届出がない場合は令和6年4月からの加算の算定はできません。
- ※ 令和5年度に届出を行っている事業所が引き続き加算を算定する場合も、今回の届出がない場合は、令和6年4月からの加算の算定はできません。

3 提出方法（群馬県へ提出する場合）

ぐんま電子申請システムへExcelデータを提出

【URL】 https://apply.e-tumo.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18355

- ※ ファイル名は「割振番号【法人名】障害福祉サービス等処遇改善計画書」としてください。割振番号については、別添の「割振番号一覧表」を御確認ください。なお、一覧に記載のない法人様は割振番号を「999」として御提出ください。

(例：010【(福)群馬県庁会】障害福祉サービス等処遇改善計画書.xlsx)

- ※ 群馬県へ提出する場合、ぐんま電子申請システム以外への提出（メールや郵送）は受けませんので、御留意ください。

4 提出先

事業所の所在地	提出先
中核市1市のみ	該当の中核市
中核市2市両方	群馬県
中核市と群馬県内の他市町村の両方	群馬県
中核市を除く群馬県内の市町村のみ	群馬県
複数の都道府県	各都道府県
基準該当事業所	各市町村

※中核市：前橋市、高崎市

5 問合せ先

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算等厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

(2) 県・中核市の担当課

※お問い合わせの際は、県または各市の質問お問い合わせフォームを御活用ください。

- ・群馬県障害政策課（障害児支援に係る事業所分も含む）
- ・前橋市障害福祉課
- ・高崎市障害福祉課

6 届出の際の留意事項

(1) 別紙様式2-2、2-3及び2-4または別紙様式6-2事業所個票については、加算を算定するサービスを全て記載する必要があります。記載のないサービスは加算の算定ができませんので、多機能型事業所や障害者支援施設は御注

- 意ください。
- (2) 様式の濃いオレンジ色のセルに「×」が表示された場合、記入内容が要件を満たしていないか、未入力の場合があります。必ず修正して提出してください。
 - (3) 令和6年7月以降に算定を希望する場合は、算定希望月の前々月の末日までに計画書等を提出してください。なお、令和6年6月に算定する新加算に係る処遇改善計画書については、令和6年6月15日まで変更を受け付けます。

(事務担当)

群馬県健康福祉部障害政策課

障害福祉サービス等質問・相談フォーム

【URL】 <https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

